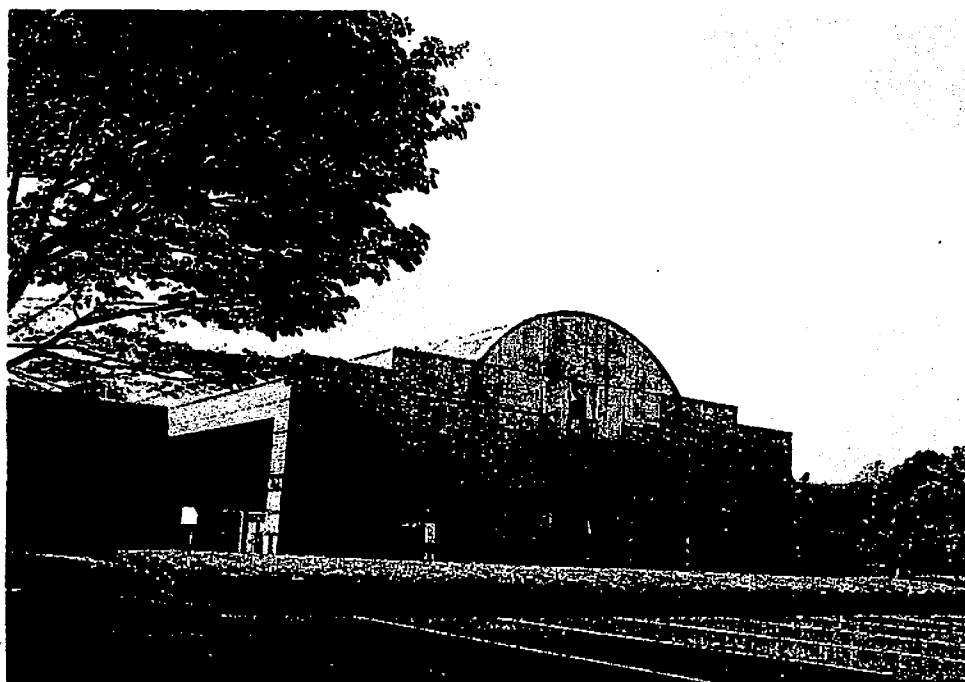


通夜・告別式・火葬まで一貫してご利用できます

# 茅ヶ崎市斎場

ご利用のしおり



インターネット検索

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/newsection/simin/saijou/index.html>

# 茅ヶ崎市斎場ご利用のご案内

所在地	茅ヶ崎市芹沢1700番地	電話番号	☎ 0467-53-1505
-----	--------------	------	----------------

茅ヶ崎市斎場は、火葬施設と通夜、告別式が一貫してできる人生終焉の場の施設として、ご利用されます遺族の皆様には、静かな家族葬から大規模葬まで幅広くご利用できます。

## 申込手続き

### 予約の受付時間と場所

※窓口、電話等により予約してください。

予約先・予約電話番号	茅ヶ崎市役所	☎ 電話番号(代表)0467-82-1111
所在地	〒253-8686	茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

平日	受付時間		受付場所	
		午前8時30分～午後5時	茅ヶ崎市役所市民課	
	午後5時～午後10時	茅ヶ崎市役所健康診断室		
	午後10時～午前8時30分	茅ヶ崎市役所警備員室		
第1・第3土曜日 日曜日、休日、年末年始	午前8時30分～午後5時	茅ヶ崎市役所健康診断室		
	午後5時～午前8時30分	茅ヶ崎市役所警備員室		
第2・第4土曜日	午前8時30分～午後12時	茅ヶ崎市役所市民課		
	午後12時～午後10時	茅ヶ崎市役所健康診断室		
	午後10時～午前8時30分	茅ヶ崎市役所警備員室		

※予約後、使用申請して死体(胎)埋火葬許可証と茅ヶ崎市斎場使用決定書の交付を受けてください。

## 使用申請の受付時間と場所

平日	受付時間		受付場所	
		午前8時30分～午後5時	茅ヶ崎市役所市民課・小出支所	
	午後5時～午後10時	茅ヶ崎市役所健康診断室		
	午後10時～午前8時30分	茅ヶ崎市役所警備員室(予約のみ)		
第1・第3土曜日 日曜日、休日、年末年始	午前8時30分～午後5時	茅ヶ崎市役所健康診断室		
	午後5時～午前8時30分	茅ヶ崎市役所警備員室		
第2・第4土曜日	午前8時30分～午後12時	茅ヶ崎市役所市民課		
	午後12時～午後10時	茅ヶ崎市役所健康診断室		
	午後10時～午前8時30分	茅ヶ崎市役所警備員室(予約のみ)		

## 茅ヶ崎市斎場ご利用時

※火葬室及び式場、霊安室ご利用の際は、死体(胎)埋葬許可証と茅ヶ崎市斎場使用決定書を茅ヶ崎市斎場事務室へ提出してください。

## ご利用料金

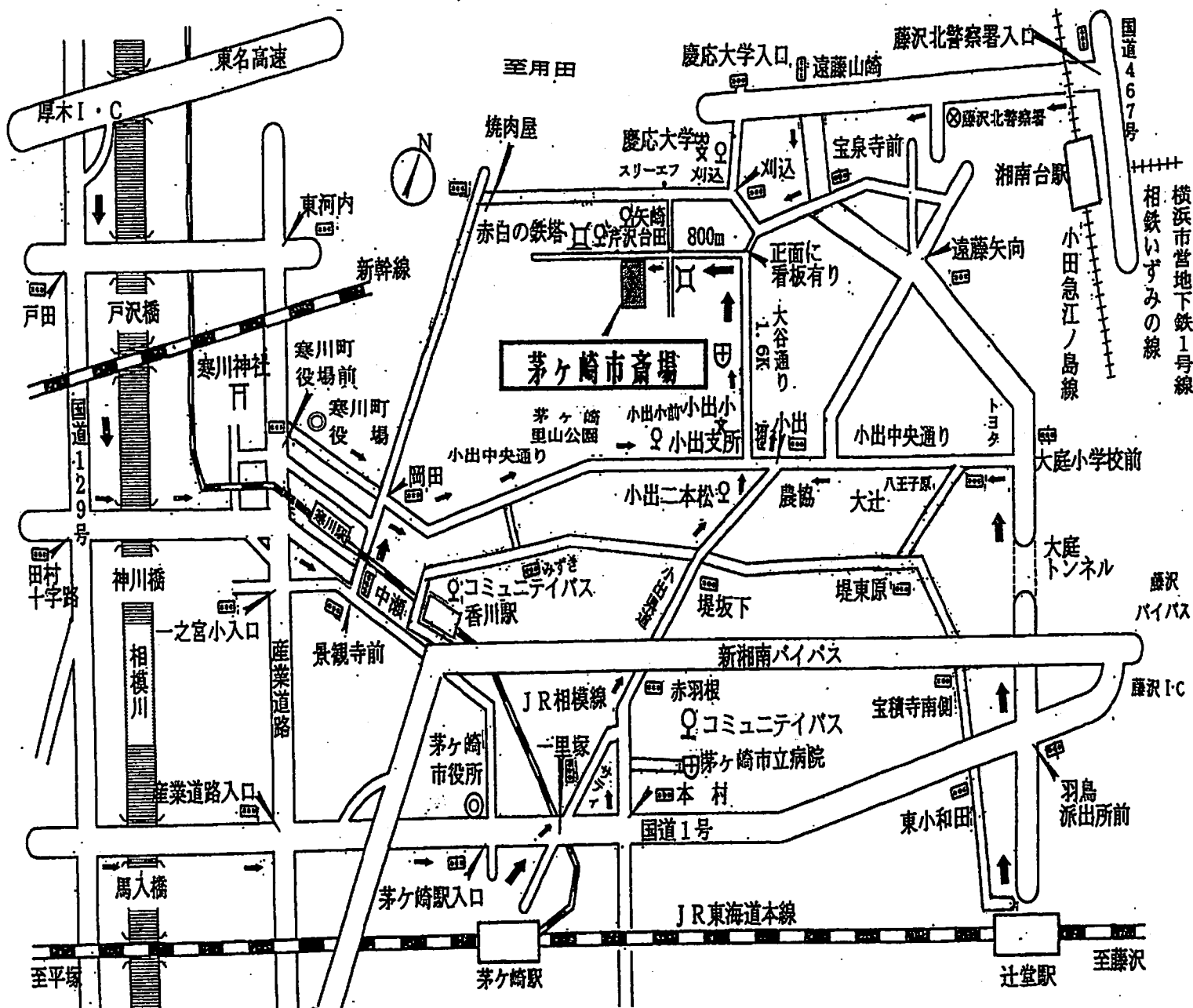
区 分		ご利用時間	単位	死亡した方の住所		
				市 内	市 外	
式 場	全 室	通 夜	午後3時～午後9時	1回	20,000円	40,000円
	椅子160席	告 別 式	午前9時～午後3時	1回	20,000円	40,000円
	半 室	通 夜	午後3時～午後9時	1回	10,000円	20,000円
	椅子80席	告 別 式	午前9時～午後3時	1回	10,000円	20,000円
火葬室	12歳以上であった方のご遺体		火 葬 開 始 時 間	1体	0円	80,000円
	12歳未満であった方のご遺体		午前 9時30分 午前10時30分 午前11時30分	1体	0円	50,000円
	胎 児			1胎	0円	50,000円
	改 葬		午後12時30分 午後 1時30分 午後 2時30分	1件	0円	50,000円
	手術等により切除された身体の一部				1件	0円
待合室	通夜または火葬時追加の利用 和室4室、各室42人収容 洋室2室、各室40人収容	通夜開始15分前より 火葬開始時より いずれも終了まで。		1室	5,000円	10,000円
霊安室	使用承認時より24時間以内(納棺してあること。)			1日	3,000円	6,000円

※霊安室の24時間以内の1日の料金は、通夜を基準とした場合、搬入は前日の午後3時から午後5時までです。

料 金 無 料	普 通 自 動 車 100 台	マ イ ク ロ バ ス 8 台
---------	-----------------	-----------------

- 1 上記料金区分中の「死亡した方」とあるのは、胎児は「出産をした方」、改葬は「改葬を行う方」、手術等により切断された身体の一部は「手術等を受けた方」になります。
- 2 寒川町に在住の方は、市内在住の料金になります。
- 3 式場のご利用は、死亡した方が市内及び寒川在住の方に限られますが、死亡した方が市外在住であっても、喪主が茅ヶ崎市民または寒川町民であれば、市外料金でご利用することができます。
- 4 火葬室のご利用の火葬開始時間は死亡した方が市外在住の場合、午前中に限ります。ただし、喪主が茅ヶ崎市民または寒川町民であれば午後、市外料金でご利用することができます。
- 5 式場は祭壇などの用意はありませんので、ご利用されます方がご用意してください。
- 6 待合室は火葬時1室無料でご利用できます。追加する場合は有料になります。

# 茅ヶ崎市斎場案内図



## 茅ヶ崎市斎場までの交通機関

最寄駅	茅ヶ崎駅(北口)		香川駅	寒川駅	辻堂駅(北口)		湘南台駅(西口)	
鉄道線名	JR東海道本線		JR相模線	JR相模線	JR東海道本線		小田急江ノ島線 相鉄いずみの線 横浜市営地下鉄1号線	
タクシー所要時間(約)	20分~25分		—	10分~15分	20分~25分		15分~20分	
バス乗場	1番線	1番線	コミュニティバス	—	1番線	2番線	1番線	2番線
バス行先	文教大学	湘南ライフタウン 湘南台駅西口	北部循環 市立病院線 芹沢台田コース	—	慶応大学	綾瀬車庫	慶応大学	文教大学
バス下車停留所	小出小学校前	小出二本松	52 芹沢台田	—	刈込	矢崎	慶応大学	小出小学校前
バス下車徒歩(約)	30分	35分	0分	—	20分	10分	25分	30分

# 茅ヶ崎市斎場の使用について

## 1 施設の使用申請

### (1) 使用予約の受付時間・場所

受付時間 午前8時30分から午後10時まで

受付場所 平日午前8時30分から午後5時まで市役所市民課

午後5時から午後10時まで市役所健康診断室

土曜日、日曜日、休日、年末年始、午前8時30分から午後10時まで市役所健康診断室

※ 上記以外の時間については、予約の受付のみ市役所警備員室で受け付けます。

### (2) 使用申請の受付時間・場所

受付時間 午前8時30分から午後10時まで

受付場所 (1)の使用予約の受付場所と同じ

小出支所では平日の午前8時30分から午後5時まで受け付けます。

### (3) 申請の手順

#### ① 火葬室(死体・死胎・改葬・四肢)、式場

・電話等で市役所市民課(健康診断室)に使用予約をした後、市役所市民課(健康診断室)または小出支所の窓口で使用申請をしてください。

・申請により茅ヶ崎市斎場使用決定書が発行されます。

・発行された茅ヶ崎市斎場使用決定書は埋火葬許可証と共に、施設使用の当日斎場事務室に提出してください。

#### ② 火葬室の使用に伴う1室を越える待合室、式場の使用に伴う待合室

・電話等で斎場の使用予約をした後、斎場で使用申請をしてください。

(斎場での使用予約、使用申請の受付は休場日を除く午前8時30分から午後5時までです。)

#### ③ 火葬室(身体の一部)

・電話等で市役所市民課(健康診断室)に使用予約をした後、斎場で使用申請をしてください。

## 2 死亡者の住所の区分

### (1) 市内 次のいずれかに該当する人

- ① 茅ヶ崎市・高座郡寒川町に住民登録をしている人
- ② 茅ヶ崎市・高座郡寒川町に外国人登録をしている人

### (2) 市外 上記(1)の「市内」に該当しない人

## 3 市外の人の使用

### (1) 火葬室

- ・ 市外の人火葬室の使用は、使用開始時刻が午前中の時間に限り  
ます。

ただし、喪主が茅ヶ崎市・高座郡寒川町に住民登録をしている人  
ならば、故人が市外であっても時間制限はありません。

### (2) 式場

- ・ 故人が市外の場合は式場使用は出来ません、ただし喪主が茅ヶ崎  
市・高座郡寒川町に住民登録をしている人ならば式場を使用するこ  
とができますが、使用料は市外料金になります。

## 4 開場時間

### (1) 通夜の無い日

午前8時30分(開門)から午後5時(閉門)まで。

### (2) 通夜のある日

午前8時30分(開門)から午後9時(閉門)まで。

## 5 使用時間

### (1) 火葬室

- ・ 午前 9時30分から午後5時まで

### (2) 式場(準備及び片付けの時間を含む)

- ・ 通夜 午後3時から午後9時まで(ただし宿泊はできません)

- ・告別式 午前9時から告別式終了まで。  
(ただし、告別式はできるだけ火葬予約時刻の30分前には終了するようにしてください。)

### (3) 待合室 (準備及び片付けの時間を含む)

- ・火葬の場合 火葬開始時から火葬終了時まで。
- ・通夜の場合 通夜開始時刻の15分前から通夜終了時まで。

### (4) 霊安室

- ・通夜終了時から告別式開始時まで。

## 6 休場日

- ① 友引にあたる日
- ② 1月1日から1月3日
- ③ 友引にあたる日の前日及び12月31日は、通夜のために式場を使用することはできません。

## 7 施設使用に際しての留意事項

### (1) 火葬室

- ・火葬予約時刻に到着しない場合は、予約の時刻に火葬を行うことができない場合があります。
- ・納棺の際、遺骨の損傷及び火葬炉の故障の原因となる副葬品は入れないでください。

(例) カーボン製品・書籍・金属製品・カン・ガラス製品・プラスチック製品 (眼鏡など) ドライアイス・メロン、スイカなど水分の多い果物など。

※ご遺体にペースメーカーが装着されている場合は、事前に斎場事務室に連絡をください。

### (2) 待合室

- ・飲食等の手配は、使用者が行ってください。
- ・湯茶の用意は斎場で行いますが、接待及び後片付けは使用者が行ってください。
- ・持ち込み品又ゴミはすべて持ち帰ってください。
- ・通夜のお清めによるゴミは、すべて持ち帰ってください。
- ・通夜のお清めの際の後片付けは、使用者及び葬祭業者が責任を

もって行ってください。

### (3) 式場

- ・使用目的は、通夜・告別式に限ります。
- ・式場のほか、遺族控室・僧侶控室が使用できます。
- ・祭壇等は喪主の方が葬祭業者と相談し、準備してください。
- ・花輪・水車（水を使う物）は設置をすることはできません。
- ・祭壇・生花等の設置は、祭壇スペース内に限ります。
- ・祭壇・生花の下には、必ず敷物を敷いてください。
- ・壁面・床を傷付ける恐れのあるもの（画鋲・ガムテープ類）で、壁に幕等を設置したり、敷物を止めたりすることはできません。
- ・式場内での飲食・喫煙はできません。
- ・貴重品の管理は、各自で行ってください。
- ・式場内での〔ろうソク〕〔線香〕の使用は、防火管理上、午後9時までとします。ただし〔線香〕については、ご遺族が付添う場合には、指定のもの（渦巻型）を使用する場合のみ、午後9時以降も使用できますが、防火には十分注意してください。
- ・告別式終了後、生花や果物などはそれらの容器を含め、午後3時までには持ち帰ってください。
- ・式場内は午後9時以降の照明は最小限の点灯とさせていただきます。使用者の方は、節電にご協力ください。

### (4) 遺族控室

- ・湯茶の用意及び後片付けは、使用者が行ってください。
  - ・持ち込み品はゴミも含めすべて持ち帰ってください。
  - ・遺族控室で飲食は、お茶うけ程度です。
- (終夜付添い時のアルコール類、料理の持込みはできません。)
- ・通夜終了後ご遺体に終夜付添うことはできますが、宿泊施設としての利用はできません。
  - ・寝具の用意はありません。また、持ち込むこともできません。

### (5) 式場ロビー

- ・式場ロビーは受付場所として使用できます。
- ※ 式場は貸出し時と同じ状態にもどしてください、斎場職員の立会のもとチェックを必ず受けてください。

### (6) 霊安室



- ・ 霊安室の使用時間は午後 3 時から翌日午後 3 時までを 1 日とします。
- ・ 棺の運搬は、使用者が納棺状態で行ってください。
- ・ ご遺体の預かりだけでの霊安室の使用はできません。  
(火葬が伴わなければご遺体を預かることはできません。)

## 8 その他

- ・ 周辺の住民や他人の迷惑になるような行為はしないでください。
- ・ 斎場への案内立看板及び指差し表示等は、路上又は民地等に設置できません。
- ・ 指定以外の場所では飲食、喫煙をしないでください。
- ・ 使用承認を受けた場所以外には立ち入らないでください。
- ・ 斎場内では職員の指示に従ってください。
- ・ 職員への心付けは、一切行はないでください。

# 使用料

(単位:円)

区 分			単 位	死 亡 者 の 住 所	
				市 内	市 外
式 場	全 室	通 夜	1 回	20,000	40,000
		告 別 式		20,000	40,000
	半 室	通 夜	1 回	10,000	20,000
		告 別 式		10,000	20,000
火 葬 室	12歳以上であった者の死体		1 体	0	80,000
	12歳未満であった者の死体		1 体	0	50,000
	死 胎		1 胎	0	50,000
	改 葬		1 件	0	50,000
	手術等により切除された身体の一部		1 件	0	25,000
待合室	通夜または火葬時の使用に係わる時		1 室	5,000	10,000
霊安室	午後3時から24時間以内を1日とします		1 体	3,000	6,000

## 備 考

- 1) 火葬のため待合室を使用するときは、1室に限り使用料は無料となります。
- 2) 式場の使用の承認を受けた者が通夜終了時から告別式開始時までの間霊安室を使用するときは、その使用料は無料とします。茅ヶ崎市斎場で通夜、告別式、火葬を行う事を前提に5日間を限度に霊安室を使用することができます。「この間は有料になります」
- 3) 表中「死亡者」とあるのは、死胎の場合にあつては「出産をした者」とし、改葬の場合にあつては「改葬を行う者」とし、手術等により切除された身体の一部の場合にあつては「手術を受けた者」とします。
- 4) 市外に住所を有する者のうち高座郡寒川町に住所を有する者にあつては、「市内」の使用料を適用します。
- 5) 市内、市外の火葬時間の制約は、死亡者が市外であっても喪主が市民と寒川町民であれば一日を通し使用する事ができます。「ただし火葬料は市外料金となります。」
- 6) 式場使用は死亡者が市外であっても、喪主が市民と寒川町民であれば使用することができます。「ただし式場使用料は市外料金となります。」

